

藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する  
条例

藤沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤沢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方公務員法が改正され、任命権者が地方公共団体の長に報告し、及び地方公共団体の長が公表すべき事項として職員の休業が追加されたことに伴い、所要の改正をする必要による。